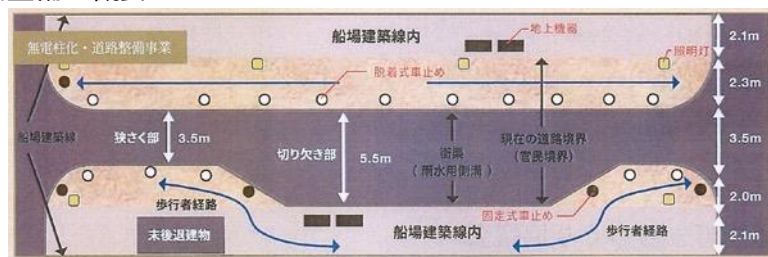


1 検討の背景と体制

●背景

- ・大阪市による道修町通2・3丁目における電線地中化に合わせた道路整備（「かんまち事業」）が契機
- ・道路デザインの検討の中で地上機器を原則船場後退部に設置する方向を確認
- ・船場後退部のしつらえと合わせて沿道の敷地や建物のデザインも含めたまちなみデザインルールづくりに展開

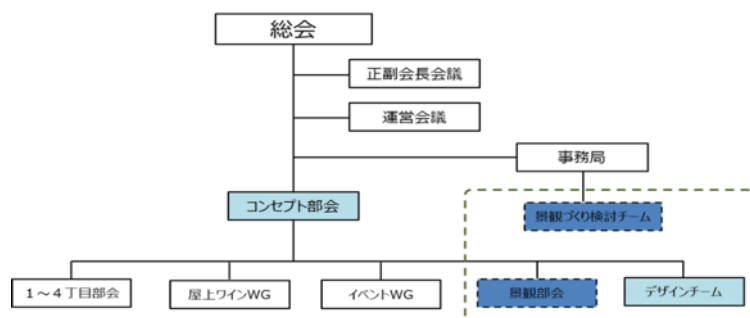
道路整備の概要



道修町まちづくり瓦版 DOSHOMCHI TIMES VOL.4 より

●検討体制

- ・景観部会（対象地域の全地権者・関係者）、景観づくり検討チーム（公募メンバー、デザインチーム、大阪市アドバイザー、事務局）を設置
- ・景観づくり検討チームにおいて協議、節目毎に対象地域の会員外関係者も呼びかけ景観部会を開催



2 道修町通が目指すまちの姿

●まちの未来像、ヴィジョン

Quartier Medica（カルチェ・メディカ）

私たちは、道修町の歴史である医薬、医療（Medica：メディカ）を起点に、多様な人々が集う界隈（Quartier：カルチェ）となるようお願いを込めてこの街の未来像・ヴィジョンを“カルチェ・メディカ”と呼びまちづくりを進めます。

3 デザインコンセプトと3つのデザインスキーム

●デザインコンセプト

道修町通を「未来の参道」にみたてる

道路整備が本格化する2020年が道修町の少彦名神社の創建から240年の節目にあたることにあやかり、再整備する道を「未来の参道」とみたと、沿道の建物と合わせて「ハレ（祭り）」の日の賑わいを、「ケ（日常）」の日にも引き込み歩きやすく品格と賑わいのある通り空間を目指します。



●3つのデザインスキーム

「フラットなみち」で遊歩を促す

日常・非日常問わず、歩く人も車椅子の人も安心して訪れることのできる歩きやすくフラットなみちをつくります

「灯籠の列」でまちなみを整える

街灯を参道に連なる灯籠と見立て品格のあるまちなみをつくります

「たまりの杜」で賑わいをさそう

船場の街の交流の場であった軒下、床几のあった余白の空間を現代に引き継ぎ、訪れる人のためのしつらえとしてのたまりの杜をつくります

道修町地域景観づくり協定に向けた取組

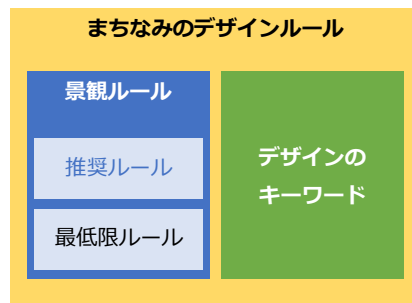
4 まちなみのデザインルールのか考え方

●まちなみデザインルールの対象

- ・道修町通に面する敷地（2・3丁目）を対象とします。

●まちなみデザインルールの構成

- ・定量的、具体的なルールである「景観ルール」と、より創造的なデザインの誘発を目指す「デザインのキーワード」で構成します。
- ・「景観ルール」は、最低限守るべきルールと、より水準を上げた推奨ルールを設定します。



5 まちなみのデザインルールの素案

●景観ルール

- ・以下の項目について最低限ルール、推奨ルールを設定します。

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
船場後退部	・道路などのパブリック空間と建物敷地などのプライベート空間をつなぐ「余白」となるセミパブリック空間としてしつらえ、まちづくりの目標に沿ったまちの活性化につながる多様な活用を考える。 ・道路や隣地、建物低層部や敷地内のオープンスペースとの一体性を生み出す。	[最低限ルール] ・歩道と段差がある場合は植栽ポットを置くなど工夫 ・歩道と連続したデザインとなるよう配慮（※） ・隣地の後退部と連続したデザインとなるよう配慮 [推奨ルール] ・地上機器の色彩はN4とし、目立たないよう工夫 ・歩道や隣地の後退部との段差を解消

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
外構部 （船場後退部以外）	・敷地内にオープンスペースを設ける場合は、人々のたまりや賑わいを生み出す空間としてしつらえる。	[最低限ルール] ・船場後退部と連続したデザインとなるよう配慮 ・建築ファサードへの視線を遮る塀等は設けない ・緑により積極的に演出 [推奨ルール] ・植栽は道修町にゆかりのあるものや多年草、宿根草など多様な構成 ・植栽ますなどを利用して座れる部分をつくる ・公共空間として開放 ・地上機器は通りから目立たないよう工夫

※歩道と連続した船場後退部のデザイン

歩道の舗装材

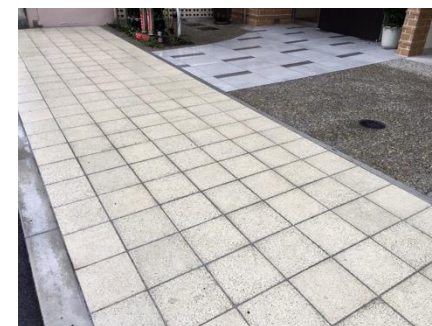


TOG-10b 花博舗



TOG-10c 松屋町舗

歩道舗装材との連続性を取り入れた船場後退部施工例（2丁目）



道修町地域景観づくり協定に向けた取組

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
建築物	・建築物のファサードやフォルムは、周辺の街並みとの調和に配慮し、風格と賑わいのある業務地にふさわしい品のデザインとする。 ・街並みのアクセントとなっている歴史的建築物（※）を尊重する。（武田道修町ビル、小城製菓、北垣薬品、旧小西家住宅※※、大阪ガスビル※※など） ※※地区外 ・歴史的・文化的価値の高い建築物はできる限り維持・保全する。建替えや改修を行う場合であっても価値が継承されるよう努める	[最低限ルール] ・交差点部では街角を演出するデザイン ・外構部と一体となったトータルなデザイン ・通りに面する低層部の壁面は閉鎖的にならないよう工夫 ・中高層部の壁面は分節化など圧迫感を軽減 ・特徴的な建物を引き立てたり、一体となって街並みを演出 ・歴史的・文化的価値の高い建築物の建替えや改修では歴史的な意匠をモチーフとしたデザイン [推奨ルール] ・立体的な緑の演出 ・歩道に面する部分の1階は一般に公開された用途 ・通りから見える展示物は道修町の品格にふさわしいもの ・歴史的・文化的価値の高い建築物の建替えや改修ではファサードを保存

※街並みのアクセントとなっている歴史的建築物（例）



武田道修町ビル（2丁目）



小城製菓（2丁目）



北垣薬品（3丁目）

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
サイン・屋外広告物等	・サインや屋外広告物等の設置は必要最小限とし、設置する場合には街並みに調和した道修町の品格にふさわしいものとする。	[最低限ルール] ・公序良俗に反せず、不快感を与えない ・船場後退部に設置しない [推奨ルール] ・中高層部の壁面に設置しない ・屋上に設置しない ・道修町のブランディングに資するデザイン性の高いもの
色彩	・周辺の街並みに配慮しつつも、「たまりの杜」の緑が映える色彩（※）とする。	[最低限ルール] ・ベースカラー及びサブカラーは低彩度を基調 ・サブカラーは1/4、アクセントカラーは1/20かつ20㎡を超えない [推奨ルール] ・建築物の外壁のベースカラーの色相は2.5R～2.5Y ・サブカラーやアクセントカラーにより演出

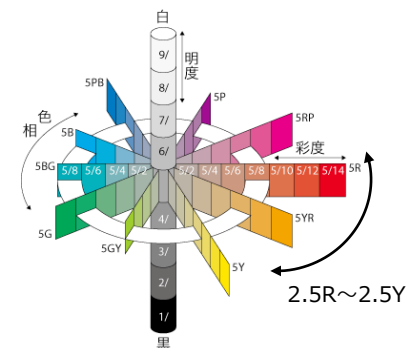
※「たまりの杜」の緑が映える色彩

【最低限ルール】

- ・ベースカラー及びサブカラーは低彩度の色彩（色相 R・Y R の色彩は彩度 6 以下、その他の色相は彩度 2 以下）を基調

【推奨ルール】

- ・建築物の外壁のベースカラーの色相は2.5R～2.5Y



参考 大阪市景観計画の基準：色相に関わらず彩度 6 以下

道修町地域景観づくり協定に向けた取組

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
夜間照明	- 敷地内の照明は、街路灯などの公共空間のあかりとの調和を考え、通りとしてまとまりのある夜間景観を形成する。 - 照明により夜間の安全な通行のために必要な明るさを確保しつつ、上品で洗練された雰囲気演出する。	〔最低限ルール〕 - 照明器具は建築物や外構部と調和したもの - 周辺への光害を生じないよう配慮 - 温かみのある色味のあかり（※）を基調 〔推奨ルール〕 - 神農祭などのイベントに合わせて照明により一時的に演出

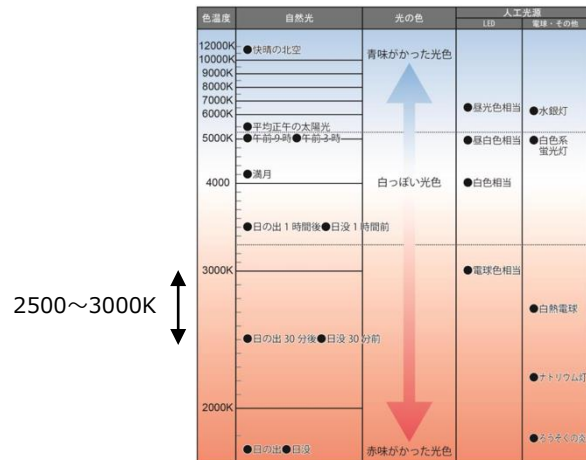
※温かみのある色味のあかり

〔最低限ルール〕

- ファサードの照明及び低層部からもれ出るあかりの色温度は2500～3000 K（ケルビン）程度

〔推奨ルール〕

- 中高層部から通りにもれ出るあかりの色温度は温かみのある色味のあかりを基調



大阪市景観計画読本より

●デザインのキーワード

- 以下のようなキーワードを設定し、具体的なデザインへの展開例を示します。
- デザインのキーワードは適宜追加していくイメージです。

キーワード	趣旨
ハレ（祭り）とケ（日常）	日常のケの空間の中に神農祭のハレの舞台となる空間を仕込む
「くすりのまち」の伝統	近世から現代に続く「くすりのまち」の伝統を感じさせる
参道の空間	まちの歴史をとともに重ねてきた少彦名神社に敬意を払う
余白の空間	あえて作り込まない空間を綿密にデザインする
たまりの杜	立ち止まり、憩い、交流できる緑の空間をしつらえる
薬になる木	道修町のアイデンティティを表現する薬用樹木（※）を植栽する

※薬用樹木（日なたを好むもの）



道修町地域景観づくり協定に向けた取組

6 地域景観づくり協定と運用の考え方

●地域景観づくり協定

- ・ 条例に基づく地域景観づくり協定を締結し、まちなみのデザインルールを位置付けます。
- ・ 別途、協定の運用マニュアル及びデザインマニュアルを作成します。

地域景観づくり協定

- ・ 名称
- ・ 目的
- ・ 対象区域
- ・ 協定の締結及び承継
- ・ 用語の定義
- ・ 景観ビジョン
- ・ 建築物等の位置、形態、意匠その他の良好な都市景観の形成に必要な事項
- ・ 協議会の設置及び役割
- ・ 区域内における建築等に関する意見の聴取
- ・ 有効期間
- ・ 協定の変更及び廃止
- ・ 協定の締結後の加入

別添 1 地域景観づくり協定の対象となる区域

別添 2 地域景観づくり協定を締結した者の氏名及び住所並びに代表者の氏名

別表 まちなみのデザインルール（考え方（方針）・最低限ルール・推奨ルール）

運用マニュアル

- ・ 手続きフロー
- ・ 様式 等

デザインマニュアル

- ・ デザインのキーワード
- ・ ルールの解説、デザイン事例

●協定の運用の考え方

- ・ 地元関係者と専門家（現在の検討チームメンバーに相当）で運用体制をつくることを想定します。

7 推進団体認定後の取組と今後の主な検討課題

●これまでの取組

- ・ これまで以下の事項に取組んできています。

- ・ ルール素案の検討
（ルールの構成、項目、内容 等）
- ・ 協定素案の検討
（項目、内容 等）
- ・ 運用の考え方の検討
（体制 等）

●今後の主な検討課題

- ・ 今後は以下の事項の検討に取組みます。

- ・ 協定素案の精査
（項目、内容 等）
- ・ ルール内容の検討の深化
（ケーススタディを踏まえた内容 等）
- ・ デザインマニュアルの検討
- ・ 運用方法及びマニュアルの検討
（体制、方法、マニュアル 等）
- ・ 合意形成に向けた検討
（ルール内容、協定内容 等）
- ・ 協定の締結に向けた取組